

東京都台東区環境審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京都台東区環境基本条例（令和6年3月台東区条例第2号。以下「条例」という。）第21条第6項の規定に基づき、東京都台東区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 条例第21条第4項に掲げる委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 区民 6人以内
- (2) 事業者 4人以内
- (3) 学識経験者 3人以内
- (4) 区議会議員 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招 集)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が定められていないときは、東京都台東区長（以下「区長」という。）が審議会を招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から審議会の招集の請求が

あったときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを適当でないと認めたときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。